

警視庁生活安全部長
各道府県警察本部長
殿
(参考送付先)
警察大学校生活安全教養部長
各管区警察局長広域調整担当部長

原議保存期間	3年(令和9年3月31日まで)
有効期間	一種(令和9年3月31日まで)

警察庁丁保発第140号
令和5年12月7日
警察庁生活安全局保安課長

風俗営業の監督における都道府県労働局との連携について(通達)

風俗営業に関しては、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。)に定める立入りや行政処分の実施等により、風営法に限らず、他の法令に違反し、善良の風俗等を害するおそれがある場合においても、営業の適正化に向けた監督を行っているところであるが、風俗営業の営業所(以下「風俗営業所」という。)においては、労働者に対して労働契約の締結時に労働条件の明示がなされていないことや、賃金の支払に関して法定要件が確保されていないなど、基本的労働条件の枠組みに係る問題点が指摘されているほか、とりわけ、男性従業者が女性客を接待するいわゆるホストクラブの売掛金については、事業場に対する売掛金を労働者の賃金から違法に控除している可能性があるなど、風俗営業所において労働基準法(昭和22年法律第49号)等の労働基準関係法令(以下「労働関係法令」という。)に抵触する営業が行われているおそれが認められる。

そのため、労働基準監督機関との連携による取組を行うこととしたので、各位においては、下記のとおり都道府県労働局(以下「労働局」という。)と連携し、効果的な取組を推進されたい。

なお、本件については、厚生労働省労働基準局と協議済みであることを申し添える。

記

1 風俗営業の監督に係る労働局との連携

(1) 労働局への情報提供

上記のような労働関係法令上の問題が疑われる風俗営業所について認知した場合、都道府県警察本部(以下「警察本部」という。)から労働局へ情報提供を行うことにより、管轄の労働基準監督署(以下「監督署」という。)において監督指導等が実施されることとなる。

風俗営業所への立入り等、各種警察活動により風俗営業所に係る労働関係法令上の問題を認知した場合は、事案に応じて、別紙により、警察本部を通じて、労働局への積極的な情報提供を行うこと。

また、事案の内容に応じて、労働基準監督機関との合同の立入りを実施する必要があると認められる場合には、労働局と協議した上で適切に対応すること。

(2) 管理者講習における労働局への協力

風営法第24条第6項に規定する管理者講習について、労働局から警察本部に依頼があった場合は、両者で調整の上、管理者講習の開始前や終了後の時間において、監督署職員が、労働関係法令の説明や関係リーフレットの配布を行うことについて便宜を図ることとされたい。

2 効果的な広報

労働局への情報提供や、合同の立入りを実施した際は、労働局と協議の上で、効果的な広報に努めること。

本件担当
保安課風俗第二係
(800-3175、3176)

令和 年 月 日

〇〇 労働局労働基準部監督課長 殿

〇〇 警察署長

下記の事業場について、労働基準関係法令上の問題が疑われることから、
情報を提供する。

事業場	名 称 〇〇〇〇 所 在 地 〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇-〇〇 電 話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 代表者氏名 〇〇〇〇
事案の 概 要	
備 考	〇〇警察署 担当者名 〇〇 電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇